

○財務省告示第二百六十九号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、令和六年九月二十日からの大雨による災害が発生した日（令和六年九月二十日）において次に掲げる地域に住所又は居所を有していた者に係るもので、その期限が同日以後に到来するものについては、その期限を別途財務省告示で定める期日まで延長する。

令和六年十月三十日

財務大臣 加藤 勝信

都道府県

指定地域

七尾市
輪島市
珠洲市
羽咋市
珠郡
珠郡
郡
郡
能登町
穴水町
志賀町

石川県

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|